

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県、山梨県担当部会)
令和元年10月2日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 1件

国民年金関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(受)第1900120号
厚生局事案番号 : 関東信越(国)第1900011号

第1 結論

昭和58年7月から昭和63年3月までの請求期間については、国民年金保険料を免除されていた期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和32年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和58年7月から昭和63年3月まで

私は、昭和57年に結婚し、昭和58年に長男が生まれ、自営業(A職)の私は決まった収入がなく、国民年金の保険料の納付が難しい時に、自宅を訪問した旧B町(現在は、C市)役場の係の人(以下「役場職員」という。)に、妻が国民年金保険料の免除申請を勧められた。

役場職員の訪問は、3人目の子供が生まれた昭和61年*月より後であったと訪問に対応した妻から聞いており、少なくとも3回は役場職員の訪問があり、役場職員が国民年金保険料の免除申請の手続を行ってくれていたと認識していたが、日本年金機構の記録は平成11年度の1年間のみが国民年金保険料の免除期間となっている。請求期間を国民年金保険料の免除期間に訂正してほしい旨の訂正請求を行ったが、訂正は認められないとする関東信越厚生局長の通知を受け取った。審議結果に納得できないので、再審議の上、請求期間を国民年金保険料の免除期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の訂正請求については、既に、平成30年10月9日付けで、年金記録の訂正は必要でないとする関東信越厚生局長の決定が通知されている。

請求者は、前回と同様、役場職員が少なくとも3回は自宅を訪問し、免除申請の手続を行ってくれたと主張して、再度訂正請求を行っているものである。

このことについて、請求期間当時、役場職員の訪問に対応した請求者の妻に再度聴取したところ、具体的な時期は覚えていないが、3人目の子供が生まれた後に、役場職員から国民年金保険料の免除申請を勧められた、役場職員の訪問は1度のみではなく、複数回あった旨陳述している。

また、請求者及びその妻は、前回と同様、役場職員が国民年金保険料の免除申請の手続を行ってくれたと主張していることから、請求期間当時、役場職員が国民年金被保険者の自宅を訪

問し、国民年金保険料の免除申請を勧奨すること、国民年金保険料免除申請書を預かり、被保険者に代わり提出すること等を行っていたかについて、C市に再度照会したが、同市は、当時の資料が残っていないため、その状況は分からない旨回答しており、国民年金保険料の免除申請手続に関する当時の状況は不明である。

さらに、国民年金保険料の免除申請が行われた場合、国民年金保険料免除申請書の受付受理後、世帯の所得状況等の審査が行われ、申請者に対して承認又は却下の通知書が送付されるところ、請求者及びその妻は請求期間に係る当該通知書を受領した明確な記憶はない旨陳述しており、請求期間である昭和58年7月から昭和63年3月までの免除申請に対して、5回の承認又は却下の通知書が送付されるべきであり、その全ての機会に、行政側が承認又は却下の通知を送付しなかったとは考え難いことから、請求期間に係る国民年金保険料の免除申請が行われていたことをうかがうことはできない。

加えて、本訂正請求の口頭意見陳述においても、請求期間に係る国民年金保険料の免除申請が行われたことを裏付ける事情をくみ取ろうとしたが、具体的な新たな陳述を得ることはできなかった。

そのほか、請求内容及びこれまでに収集した資料を含めて再度検討したが、当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、請求者が請求期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。